

第3章 計画の基本的な考え方

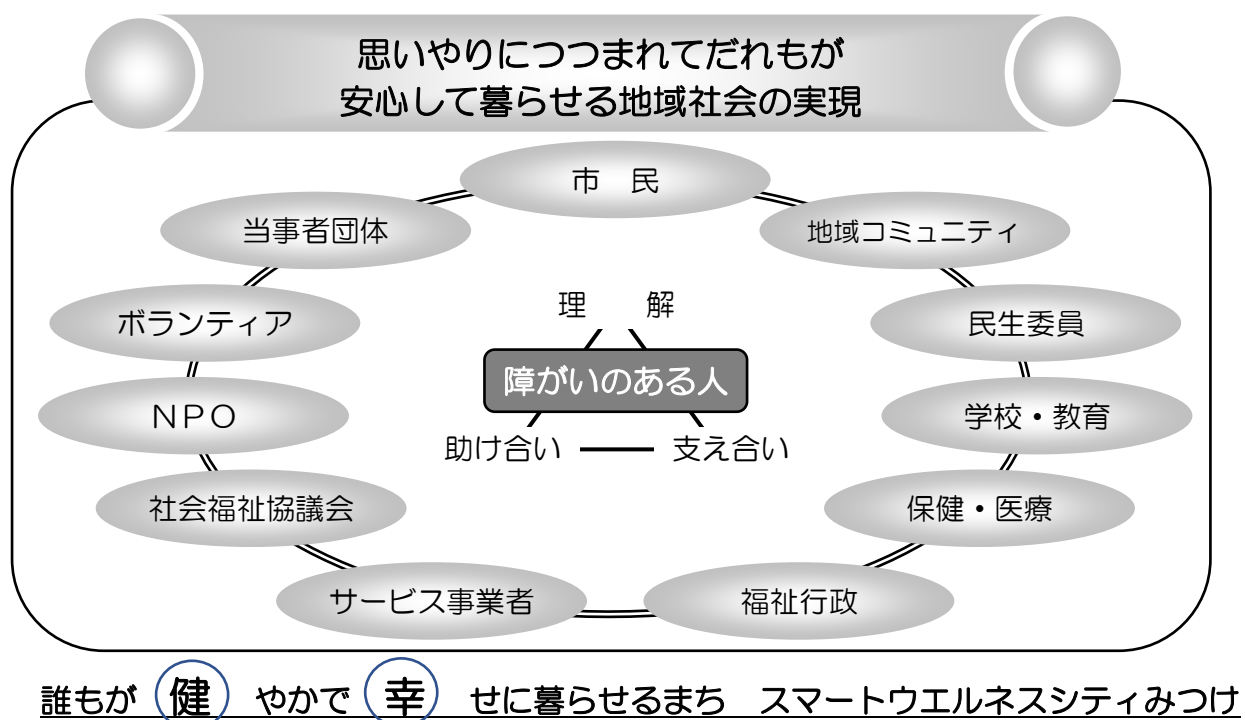
1 基本理念

国の基本法では、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的と規定しています。

国の基本計画は、「一人ひとりの命の重さは障がいの有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会、障がい者施策が国民の安全や社会経済の進歩につながる社会等を目指すべき社会の姿を常に念頭に置くとともに、その実現に向けた観点から取り組みを進めていくことが重要であるとしています。

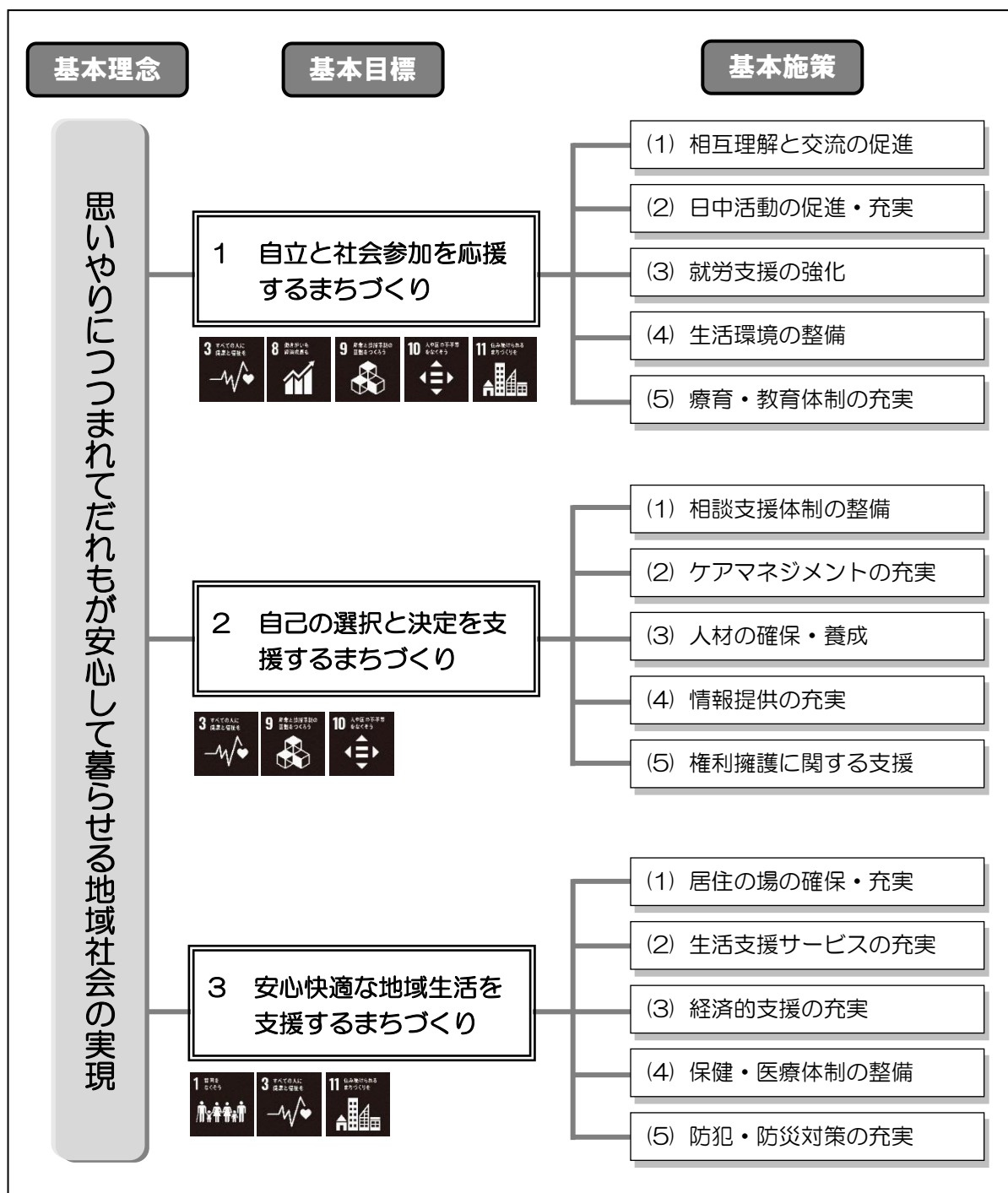
当市においても、第5次見附市総合計画の基本施策のひとつ「だれもがいきいきと暮らせるまちをめざします」の中に、「障がい者の自立支援に努めます」を掲げています。

さらに、重点プロジェクトのひとつとして、「スマートウェルネスみつけの推進」が定められています。これは、個々人が健康かつ生きがいを持ち、安全安心で豊かな生活を営むことができる状態を“健幸”と表現し、市民が主体的に健康づくりへ参加していけるさまざまな仕組みづくりと社会資源の整備を通じて、総合的に「快適で健幸なまちづくり」を進めるものです。障がいの有無に関わらず、誰もが地域のなかで“健幸”な生活を追求していくとともに、障がい者の地域における生活を支援できるよう、当市では、国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）が掲げる「誰一人として取り残さない」社会の実現に向けた目標を踏まえ、積極的に取り組み、さまざまな分野にまたがる施策の総合的な連携を進めています。また、同時に国の指針に即し、障がい福祉サービス及び相談支援事業、地域生活支援事業等の提供体制の確保を計画的に図るためのサービス提供に努めていきます。これらのことから本計画では、「思いやりにつつまれてだれもが安心して暮らせる地域社会の実現」を基本理念として掲げ、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとします。



2 施策の体系

障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、適切な支援を受けられるよう、各分野における施策を推進するとともに、各分野が連携して施策を総合的に展開し、障がい者の自立と社会参加できるよう、障がいの特性に応じた途切れのない支援を行います。



3 SDG s の取組

SDG s は国連サミットで採択された持続可能な開発目標の略称で、17のゴール（目標）などから構成された全世界的な目標です。

本計画においても、基本目標の関連目標としてSDG s の目標を掲げています。



**SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS**

見附市は持続可能な開発
目標（SDGs）を支援し
ています



目標 1	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標 2	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標 3	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する。
目標 4	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標 5	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う。
目標 6	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標 7	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。
目標 8	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標 9	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標 10	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標 11	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標 12	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標 13	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標 14	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標 15	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標 16	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標 17	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

4 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の位置づけ

障がい福祉計画、障がい児福祉計画は、国の基本指針に即して、障がいのある人または障がいのある児童の、地域生活を支援するためのサービス基盤等に係る成果目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込むことで、その提供体制の確保を図るための計画であり、障がい者計画の実施計画にあたる計画です。

成果目標の実績を基にして計画の進捗を図ると共に、サービスの利用実績にて提供体制の充足状況を確認します。

第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画の策定に係る基本指針

1. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本的理念

- (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- (6) 障がい福祉人材の確保・定着
- (7) 障がい者の社会参加を支える取組定着

2. 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

- (1) 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
- (2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (5) 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい者に対する支援体制の充実
- (6) 依存症対策の推進

3. 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- (1) 相談支援体制の充実・強化
- (2) 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- (3) 発達障がい者等に対する支援
- (4) 障がい者自立支援協議会の活性化

4. 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

- (1) 地域支援体制の構築
- (2) 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- (3) 地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
- (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- (5) 障がい児相談支援の提供体制の確保